

## ●規程改正案の概要

要 旨	独立行政法人向けに示されているモデル案の修正に伴い、「地方独立行政法人山梨県立病院機構物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>○ 「地方独立行政法人山梨県立病院機構物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規程」の改正</p> <p>総務省自治行政局行政経営支援室より、モデルとして示した条文の語句に誤りがあったため、修正対応を依頼する旨通知があったことに伴い修正を行うもの。</p> <p>修正内容については新旧対照表のとおり。</p>
施行期日	令和3年6月28日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規程 新旧対照表

新	旧
<p>(指名競争の公示等)</p> <p>第8条 契約責任者は、特定調達契約につき指名競争に付そうとときは、第6条第1項の規定の例により、公示をしなければならぬ。</p> <p>2 前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、契約事務取扱規程第16条で準用する同規程第4条第2項及び第3項に規定する資格を定めた場合にはその資格についても公示するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(随意契約によることができる場合)</p> <p>第12条 特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。</p> <p>一 ～ 五 (略)</p> <p>六 計画的に実施される施設の設備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であつて、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比べて著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第5条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第6条の公告又は第8条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。</p> <p>七 (略)</p>	<p>(指名競争の公示等)</p> <p>第8条 契約責任者は、特定調達契約につき指名競争に付そうとときは、第6条第1項の規定の例により、公示をしなければならぬ。</p> <p>2 前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公示をするものとされている事項のほか、契約事務取扱規程第16条で準用する同規程第4条第2項及び第3項に規定する資格を定めた場合にはその資格についても公示するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(随意契約によることができる場合)</p> <p>第12条 特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。</p> <p>一 ～ 五 (略)</p> <p>六 計画的に実施される施設の設備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施行される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であつて、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比べて著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第5条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第7条の公告又は第8条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。</p> <p>七 (略)</p>

新	旧
<p>八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れるとき</p> <p>九 ～ 十 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(落札者の決定に関する通知等)</p> <p>第13条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合には、落札者とされなかった入札者からの請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、入札金額並びの当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。</p> <p>2 契約責任者等は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を公示しなければならぬ。</p> <p>一 ～ 六 (略)</p> <p>七 一般競争又は指名競争によることとした場合には、第6条の規定による公告又は第8条の規定による公示を行った日</p> <p>八 ～ 九 (略)</p>	<p>八 事業協同組合、事業共同小組合若しくは共同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れるとき</p> <p>九 ～ 十 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(落札者の決定に関する通知等)</p> <p>第13条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合には、落札者とされなかった入札者からの請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、入札金額並びの当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。</p> <p>2 契約責任者等は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を公示しなければならぬ。</p> <p>一 ～ 六 (略)</p> <p>七 一般競争又は指名競争によることとした場合には、第7条の規定による公告又は第8条の規定による公示を行った日</p> <p>八 ～ 九 (略)</p>

事務連絡  
令和2年12月22日

各都道府県行政改革担当課 }  
各指定都市行政改革担当課 } 御中

総務省自治行政局行政経営支援室

地方独立行政法人の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程を整備する場合のモデル案の修正について

「日英包括的経済連携協定発効に伴う地方独立行政法人への影響について（通知）」（令和2年12月7日総行経第48号）において参考として送付いたしました会計規程のモデル案につきまして、作成の基となった、外務省が独立行政法人向けに示している会計規程のモデル案に修正があったため、対応箇所を修正の上、再度送付させていただきます。

このモデル案は一例として作成したものであり、各法人の規程をモデル案と同一の規定振りにする必要はございませんが、モデル案の修正に伴い修正が必要となる箇所がある場合には、お手数をおかけいたしますが、御対応いただきますようお願いいたします。